

博士論文の公表に関する申合せ

平成 2 5 年 7 月 1 1 日

大学院医学研究科教授会議

京都府立医科大学学位規程（平成 20 年 4 月 1 日 京都府立医科大学規程第 80 号）第 15 条の規定に基づく博士論文のインターネットの利用による公表については、次のとおり取り扱う。

1 公表の方法

インターネットの利用は、本学ホームページへの掲載によることとする。

2 公表の取扱い

本学の博士論文は、専門学術誌に公表された論文であることが要件とされていることから、全文の本学ホームページによる公表は、当該出版社の著作権ポリシーにより認められないと判断されるため、全文に代えて要約（論文内容の要旨）を掲載するものとする。

3 確認書の提出

学位を授与された者は、博士論文をインターネットの利用により公表することについて、別添「博士論文公表に係る確認書」を提出しなければならない。

附 則

この申合せは、平成 2 5 年 4 月の学位授与分から適用する。

博士論文公表に係る確認書

私が執筆した博士論文については、出版社の著作権ポリシーにより、全文のインターネットによる公表ができませんので、要約（論文内容の要旨）による公表を希望します。

（論文名）

※博士論文が専門学術誌のホームページに掲載されている場合は、当該ホームページのURLを記載してください。

（京都府立医科大学のホームページに要約と併せてURLを掲載します。）

URL : _____

平成 年 月 日

所 属

氏 名

印